

出生届にともなう手続き



本日はおめでとうございます。

出生届後、下に該当される方は、それぞれに手続きが必要です。お早めにご手続きをお願いします。

必要な手続きの項目	手続きの内容	お持ちいただくもの	窓口 庁舎 受付窓口	担当課
児童手当	子ども(※)を養育する人の住所地で申請します。 公務員の方は職場で手続きをしてください。 ※対象：高校生年代(18歳到達後その年度末まで)の子ども ※出生後15日以内に手続きをしてください。 手続きが遅れると遅れた月分の手当が受けられなくなる可能性があります。	●受給者の健康保険の加入情報がわかるもの ●受給者及び配偶者のマイナンバーが分かるもの (別居監護の場合はその児童のものを含む) ●受給者の口座情報が分かるもの	安来 市民課 広瀬 子ども未来課 (健康福祉センター)	子ども未来課 23-3211
こっころの手続き	黄色いカード(妊婦のいる家庭用)はピンクのカードに切り替えを、 ピンクのカード(子育て世帯用)は有効期限の変更を行います。	●こっころカード	伯太 地域センター	
母子保健・予防接種事業のお知らせ	子どもの住所地で手続きをします。 新生児訪問・乳幼児健診・予防接種手帳の交付などを行います。	●母子健康手帳	安来 市民課 広瀬 いきいき健康課 (健康福祉センター) 伯太 地域センター	いきいき健康課 23-3227
子ども医療の申請	子ども(※)の住所地で申請します。 子ども(※)の医療費を助成する島根県及び安来市の制度です。 ※対象：高校生年代(18歳到達後その年度末まで)の子ども	●子どもの健康保険の加入情報がわかるもの	安来 市民課	
子どもが国民健康保険(国保)に加入する場合	資格確認書または資格情報のお知らせの受け取り	●子どものマイナンバーがわかるもの(後日申請の場合)	広瀬 地域センター 伯太 地域センター	市民課 23-3084 23-3087
出産育児一時金の支給申請(国保加入の場合)	市役所での手続きは原則不要です。ただし、出産費用が50万円(※)未済の場合は、差額分の支給申請をしてください。 ※産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産した場合は48.8万円	●通帳(振込先がわかるもの) ●出産時の領収書		
子どものマイナンバーカードの特急申請する場合	出生した子どものマイナンバーカードをすぐに作りたい方は申請してください。特急申請の場合は10日程度でご自宅に届きます。 ※父母による申請のみ受け付け可能	●母子健康手帳	安来 市民課 広瀬 地域センター 伯太 地域センター	市民課 23-3092
母子健康手帳への出生届出済証明	執務時間外、閉庁日に出生届をされた場合は、母子健康手帳に出生届出済証明ができませんので、後日担当窓口にて母子健康手帳を提出して証明を受けてください。	●母子健康手帳	安来 市民課 広瀬 地域センター 伯太 地域センター	市民課 23-3080
児童扶養手当(ひとり親家庭への手当)	未婚や離婚によりひとり親として、高校生年代(18歳到達後その年度末まで)の子どもを養育される人に対し、所得状況等に応じて手当を支給します。	担当課へおたずねください。	子ども未来課 (健康福祉センター) ※事前にご連絡ください。	子ども未来課 23-3211